

## ○ 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第115号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>様式第1（第4条第1項関係） 電気通信事業登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システム（無線設備規則第49条の6の9で定める条件に適合する無線設備をいう。以下同じ。）で使用する場合は、併せてその旨）</u>を記載すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>3 事業開始予定年月日 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>様式第1（第4条第1項関係） 電気通信事業登録申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第9条の規定により、電気通信事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数帯</u>を記載すること。</p> <p>6 (略)</p> <p>3 事業開始予定年月日 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話	国際電話
	等	国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの 三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	FMCサービス	
10	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
11	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
12	DSLアクセスサービス	
13	FWAアクセスサービス	
14	CATVアクセスサービス	
15	携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス <u>（三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービスであるものを除く。）</u>	

様式第4（第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）	
3	中継電話（国際電話等であるものを除く。）	
4	国際電話	国際電話
	等	国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	
7	PHS	
8	IP電話	当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該IP電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	FMCサービス	
10	インターネット接続サービス（携帯電話・PHS端末インターネット接続サービスであるものを除く。）	
11	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
12	DSLアクセスサービス	
13	FWAアクセスサービス	
14	CATVアクセスサービス	
15	携帯電話・PHS端末インターネット接続サービス	

16	携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス <u>(三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービスであるものを除く。)</u>	
17	<u>三・九世代携帯電話端末インターネット接続サービス</u>	
18	<u>三・九世代携帯電話パケット通信アクセスサービス</u>	
19	フレームリレーサービス	
20	ATM交換サービス	
21	公衆無線LANアクセスサービス	
22	BWAアクセスサービス	
23	IP-VPNサービス	
24	広域イーサネットサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの 国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
28	電報	受付及び配達の業務を行う場合 受付及び配達の業務を行わない場合
29	上記1から28までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。
- 3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7又は8に限る。）により記入すること。
- 4 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 6 5に定めるもののほか、電気通信役務の種類の変換については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。
- 7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本

16	携帯電話・PHSパケット通信アクセスサービス	
	(新設)	
	(新設)	
17	フレームリレーサービス	
18	ATM交換サービス	
19	公衆無線LANアクセスサービス	
20	BWAアクセスサービス	
21	IP-VPNサービス	
22	広域イーサネットサービス	
23	専用役務	国内電気通信役務であるもの 国際電気通信役務であるもの
24	上記1から23までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
25	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
26	電報	受付及び配達の業務を行う場合 受付及び配達の業務を行わない場合
27	上記1から26までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

- 注1 提供する電気通信役務の種類について、右の欄に「○」を記入すること。ただし、2及び3に該当する場合は、この限りでない。
- 2 単純再販の役務のみを提供する場合は、右の欄に「再販」と、卸電気通信役務のみを提供する場合は「卸」と記入すること。
- 3 FMCサービスを提供する場合は、FMCサービスを提供するために組み合わせる端末系伝送路設備に係る電気通信役務について、「FMCサービス」の右の欄に「電気通信役務の種類」の欄中の項番号（1、2、6、7又は8に限る。）により記入すること。
- 4 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」のみ、「上記1から26までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」のみ又はこれらのみを提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。
- 5 フレームリレーサービスとはフレームリレー方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務を、ATM交換サービスとはATM方式によりパケットを伝送交換するデータ伝送役務をいう。
- 6 5に定めるもののほか、電気通信役務の種類の変換については、電気通信事業報告規則第1条第2項に定めるところによること。
- 7 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本

<p>電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 125 号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。</p> <p>8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>	<p>電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 125 号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。</p> <p>8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。</p>
<p>様式第 8（第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係） 電気通信事業届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第 16 条第 1 項（第 165 条第 1 項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p>4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムで使用する場合は、併せてその旨）</u>を記載すること。</p> <p>5 (略)</p>	<p>様式第 8（第 9 条第 1 項、第 60 条の 2 関係） 電気通信事業届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 連 絡 先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第 16 条第 1 項（第 165 条第 1 項）の規定により、電気通信事業を営む（行う）ので、次のとおり届け出ます。</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第 44 条第 1 項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>注 1～3 (略)</p> <p>4 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数帯</u>を記載すること。</p> <p>5 (略)</p>

<p>3 事業開始予定年月日 (略) 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>3 事業開始予定年月日 (略) 注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
<p>様式第38の8 (第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号ニ関係) 電気通信事業一部認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">一部認定</div> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 (登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月日) 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>注 (略)</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数帯 (当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信シス</u></p>	<p>様式第38の8 (第40条の10第1項第1号、第40条の14第1項第2号ニ関係) 電気通信事業一部認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">一部認定</div> <p style="margin-left: 150px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。) 印 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 (登録の申請を行つている場合は、当該申請の年月日) 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)</p> <p>電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>注 (略)</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p> <p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数帯</u>を記載すること。</p>

<p style="color: red;">テムで使用する場合、併せてその旨）を記載すること。</p> <p>(3) 交換設備の設置場所 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>(3) 交換設備の設置場所 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
<p>様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係） 電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申請書 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; margin-left: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">一部認定</div> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>注（略）</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p>	<p>様式第38の9（第40条の10第1項第2号関係） 電気通信事業変更登録申請書（変更届出書） 兼 電気通信事業一部認定申請書 年 月 日</p> <p>総務大臣 殿</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; margin-left: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">一部認定</div> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。） 印 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第2号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第2号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>注（略）</p> <p>1 業務区域 (略)</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>(1) 端末系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>(2) 中継系伝送路設備に関する事項 (略)</p> <p>注1～5 (略)</p>

<p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数帯（当該周波数帯の電波を三・九世代移動通信システムで使用する場合は、併せてその旨）</u>を記載すること。</p> <p>(3) 交換設備の設置場所 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>	<p>6 伝送路設備の種類は、当該設備が有線電気通信設備の場合は「平衡対ケーブル」、「同軸ケーブル」、「光ファイバケーブル」等の種別を、無線設備の場合は予定する<u>周波数帯</u>を記載すること。</p> <p>(3) 交換設備の設置場所 (略)</p> <p>注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 記

以上のほか、公衆の目から施行する。